

# 東洋ベトナム株式オープン

追加型投信／海外／株式



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。  
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。  
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号  
設立年月日:1986年11月15日  
資本金:10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:21,593億円  
(資本金・運用純資産総額は2023年8月末現在)  
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

**明治安田アセットマネジメント株式会社**

電話番号

0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは  
[こちらからご覧頂けます。](#)



## 投資家の皆さまへ

ベトナムは、食文化、手芸品や観光名所など文化的な印象が強い国ですが、実は社会・経済の目覚ましい発展を背景に『ポスト中国』の最有力候補として世界から注目されている国の一つです。

ベトナムには、今後20年にわたり働き盛りの世代の増加が見込まれる『黄金の人口動態』や国際的にみた高い教育水準、アジア主要国の中でも割安な労働コスト、中国に隣接する地理的優位性、海外企業を積極的に受け入れる政府の取り組みなど、将来の経済成長を後押しする様々な魅力が揃っています。

実際に、グローバル企業がベトナムを重要な生産拠点として活用し、その恩恵もありベトナムの個人所得は増加基調となっています。ベトナムは、今後も世界経済の成長を上回る伸びを続けることが期待されます。

ベトナムの高い経済成長の果実を、現地に根差した運用を行う当ファンドを通じて、投資家の皆さまにご享受いただければ幸いです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

東洋ベトナム株式オープンの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月17日に関東財務局長に提出しており、2023年11月18日にその届出の効力が生じております。当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

| 商品分類    |        |               | 属性区分                         |      |        |              |       |
|---------|--------|---------------|------------------------------|------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態         | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 株式            | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般)) | 年1回  | アジア    | ファンド・オブ・ファンズ | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

東洋ベトナム株式オープン(以下「当ファンド」ということがあります。)は、主としてベトナムの証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式等(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

### ● 特色①

主としてベトナムの株式を実質的な投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指します。

- ◆当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ◆当ファンドは、シンガポール籍外国投資信託証券(円建て)「UNITED VIETNAM EQUITY FUND - CLASS JPY ACC」(以下「外国投資信託証券」ということがあります。)および国内籍の親投資信託「明治安田マネープール・マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。
- ◆外国投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

※組入投資信託証券については、後述「■追加的記載事項」をご参照ください。

## ●特色②

投資対象とする外国投資信託証券の運用は、シンガポールの大手金融機関UOB（ユナイテッド・オーバーシーズ銀行）傘下のUOBアセットマネジメント・リミテッド（以下、「UOBアセットマネジメント」ということがあります。）が行います。

- ◆外国投資信託証券の運用を行う「UOBアセットマネジメント（ベトナム）ファンド・マネジメント・ジェーエスシー」（以下、「UOBAMベトナム」ということがあります。）は、UOBアセットマネジメント傘下のベトナム株式運用に特化した拠点です。
- ◆UOBAMベトナムは、現地ならでの強みを活かし、企業への定期的な訪問を通じて質の高い企業分析を行うことで、有望な銘柄を発掘します。

UOBアセットマネジメント・リミテッドとは

1986年設立。シンガポールの大手金融機関UOB（ユナイテッド・オーバーシーズ銀行）傘下の運用会社です。本社はシンガポール。マレーシア、タイ、台湾、インドネシア、ベトナム、ブルネイ、日本、中国\*にオフィスを構え、アジア地域において豊富な投資経験を有します。

運用資産残高は240.7億米ドル（2023年3月末時点）。

\*中国は合併会社であるPing An Fund Management Company Limitedを通じてビジネスを展開。

## ●特色③

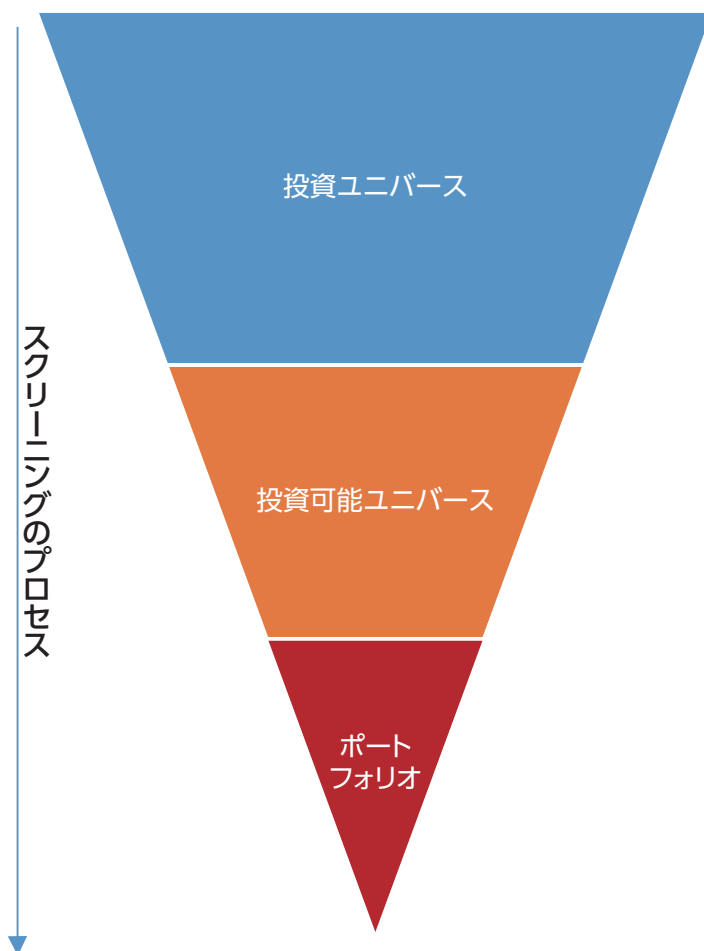
実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## ■ 運用プロセス

- ◆UOBAMベトナムはベトナムのマクロ状況やセクター動向、政府の政策方針等に精通した運用チーム
- ◆個別企業訪問によるボトムアップリサーチと独自に開発したクオンタメンタルモデル\*1を融合した運用プロセス
- ◆中長期的に高い成長が見込まれるベトナム企業を発掘し、安定的で良好なパフォーマンスの獲得を目指す

### UOBAMベトナムの株式運用プロセス



### スクリーニングのポイント

- ① 定量分析  
株式時価総額、自己資本利益率(ROE)、総資本利益率(ROA)などの企業収益性分析
  - ② 定性分析  
コーポレート・ガバナンス、経営陣等の評価など
  - ③ 人口動態に着目  
ベトナムの「黄金の人口動態\*2」の恩恵を受けると判断されるセクターに注目
- 3点を考慮し、投資可能ユニバースを構築

### ポートフォリオ構成銘柄選定のポイント

- ① 投資可能ユニバース構成銘柄の定期的な企業訪問、調査
- ② UOBAMベトナムが独自に開発したクオンタメンタルモデル\*1を駆使し、投資可能ユニバースの銘柄にスコアリングを行い上位銘柄をポートフォリオに組入れ

\*1 UOBAMベトナムが独自に開発したクオンツ分析とファンダメンタル分析の統合分析モデルです。

\*2 生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が従属人口(それ以外の人口)のほぼ2倍の状態を「人口の黄金期」といいます。

※上記運用プロセスは、今後変更になる場合があります。

## ■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限

|                |  |
|----------------|--|
| ■ 株式への投資割合     | 株式への直接投資は行いません。  |
| ■ 外貨建資産への投資割合  | 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。   |
| ■ 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。  |
| ■ デリバティブ取引等の使用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デリバティブの直接利用は行いません。</li> <li>・組入外国投資信託においてデリバティブの利用は行いません。</li> </ul> |

## ■ 分配方針

年1回(8月18日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。また、信託財産の十分な成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## ■ 追加的記載事項

### 組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。  
組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

|                |  |
|----------------|--|
| ファンド名          | UNITED VIETNAM EQUITY FUND - CLASS JPY ACC   |
| 形態             | シンガポール籍外国投資信託証券(円建て)   |
| 運用の基本方針と主な投資対象 | 主としてベトナムの証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式(DR(預託証券)を含みます。)等を投資対象とします。   |
| 投資態度           | ①主としてベトナムの証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式(DR(預託証券)を含みます。)等を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。<br>②個別企業の成長性、財務健全性などのファンダメンタルズ、株価バリュエーション、流動性等を勘案し、「黄金の人口動態」等を背景に拡大するベトナム経済から恩恵を受けると判断される企業の株式に投資を行います。 |
| 投資制限           | ①有価証券の空売りは行いません。<br>②デリバティブの利用は行いません。<br>③純資産総額の10%を超える借入れを行いません。<br>④為替ヘッジは行いません。<br>⑤同一発行体の株式への投資比率がファンドの純資産の10%を超えないものとします。   |
| 決算日            | 毎年12月31日(決算日が休日の場合は翌営業日)   |
| 信託報酬等          | 純資産総額に対し年率0.8%程度<br>※上記のほか、有価証券の売買委託手数料、租税、登録・名義書換事務代行会社報酬(年額上限25,000シンガポールドル)、管理会社報酬(年額下限5,000シンガポールドル。ただし、年率0.05%を超えない金額)、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等がかかるため、上記の信託報酬率を実質的に上回ります。             |
| 申込・換金手数料       | ありません。   |
| 関係法人           | 管理会社 :ステート・ストリート・トラスト(シンガポール)リミテッド<br>受託会社・管理事務代行会社 :ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー<br>投資顧問会社 :UOB アセットマネジメント・リミテッド<br>副投資顧問会社 :UOB アセットマネジメント(ベトナム)ファンド・マネジメント・ジェーエスシー                             |

※1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。

※資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

|                |  |
|----------------|--|
| ファンド名          | 明治安田マネープール・マザーファンド   |
| 形態             | 国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)  |
| 設立日            | 2011年11月30日  |
| 信託期間           | 無期限  |
| 運用の基本方針と主な投資対象 | 国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。  |
| 投資態度           | ①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。<br>②ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。<br>③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 投資制限           | ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。<br>②外貨建資産への投資は行いません。<br>③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。   |
| 決算日            | 原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 信託報酬           | ありません。   |
| その他費用          | ありません。   |
| 申込手数料          | ありません。   |
| 換金手数料          | ありません。   |
| 関係法人           | 委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社<br>受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社  |

※前記の内容は、今後、変更になる場合があります。

前記の組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要に記載されていない事項についても、一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる要件を満たしております。



## 2. 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

|                    |  |
|--------------------|--|
| 株 価 変 動<br>リ ス ク   | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。   |
| 為 替 変 動<br>リ ス ク   | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。                |
| カ ン ト リ ー<br>リ ス ク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。また、新興国への投資は一般的に先進国に比べてカントリーリスクが高まる場合があります。                |
| 流 動 性 リ ス ク        | 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信 用 リ ス ク          | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。   |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他の合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等を含みます。)があると委託会社が判断したとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の一部または全部を取消す場合があります。また、当ファンドの投資対象外国投資信託証券に付されている解約制限または当該外国投資信託証券にかかる制度上の制約等を受け、換金申込の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた換金申込の一部または全部を取消す場合があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## ■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

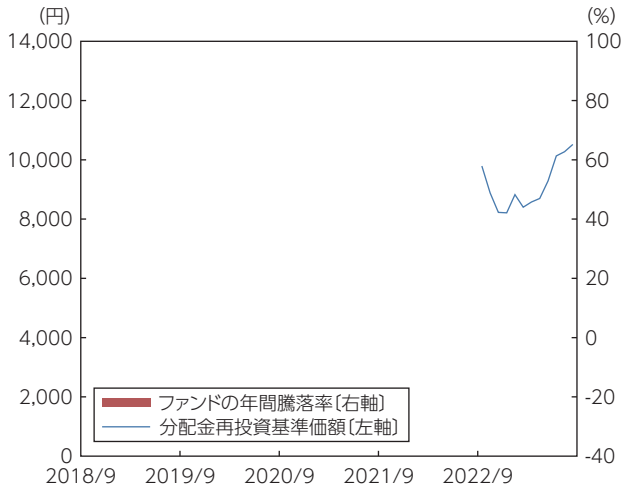
### <流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

## 参考情報

### 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

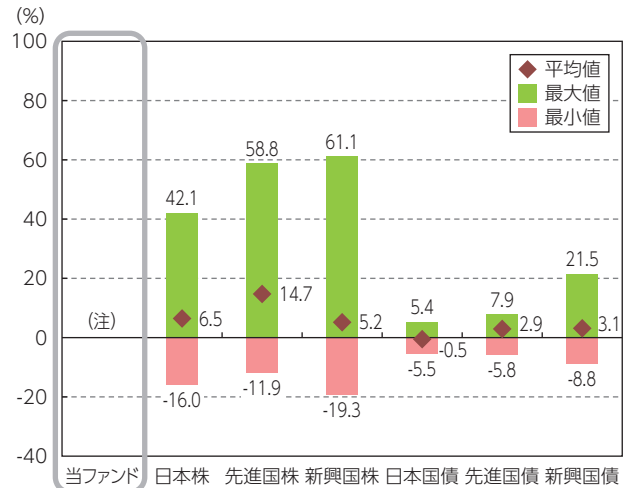
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

(注)当ファンドは、設定日から1年を経過していないため、設定日以降のデータで表示しております。年間騰落率のデータはありません。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2018年9月~2023年8月



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日から1年を経過していないため、年間騰落率のデータがありません。

### <各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名称                                  | 権利者                               |
|-------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)                 | 株式会社JPX総研又は<br>株式会社JPX総研の関連会社     |
| 先進国株  | MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)            | MSCI Inc.                         |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース) | MSCI Inc.                         |
| 日本国債  | NOMURA-BPI (国債)                       | 野村フィデューシャリー・リサーチ&<br>コンサルティング株式会社 |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)      | FTSE Fixed Income LLC             |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)    | J.P.Morgan Securities LLC         |

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

# 3. 運用実績

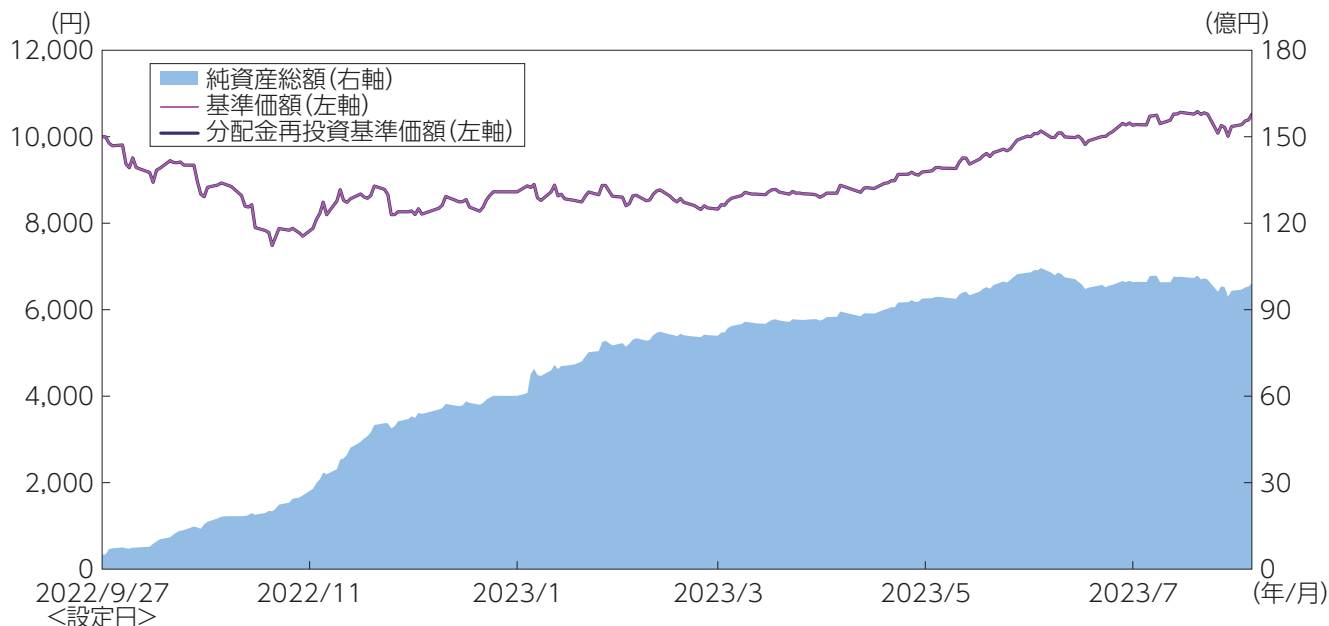
最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



2023年8月31日現在

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

|      |         |       |      |
|------|---------|-------|------|
| 基準価額 | 10,520円 | 純資産総額 | 99億円 |
|------|---------|-------|------|

## 分配の推移

| 分配金の推移  |    |
|---------|----|
| 2023年8月 | 0円 |
| —       | —  |
| —       | —  |
| —       | —  |
| —       | —  |
| 設定来累計   | 0円 |

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 組入投資信託等

| 資産の種類                                      | 国/地域   | 投資比率(%) |
|--|--------|---------|
| UNITED VIETNAM EQUITY FUND - CLASS JPY ACC | シンガポール | 99.16   |
| 明治安田マネープール・マザーファンド                         | 日本     | 0.01    |
| その他の資産(負債控除後)                              | —      | 0.83    |
| 合計(純資産総額)                                  |        | 100.00  |

※投資比率は、純資産総額に対する比率です。

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

### 組入上位10銘柄(UNITED VIETNAM EQUITY FUND - CLASS JPY ACC)

|    | 銘柄名          | 業種       | 投資比率(%) |
|----|--------------|----------|---------|
| 1  | ベトナム外商銀行     | 銀行       | 9.8     |
| 2  | サコムバンク       | 銀行       | 6.0     |
| 3  | ペトロベトナム・ガス   | 公益事業     | 5.6     |
| 4  | ベトテル建設       | 資本財      | 5.3     |
| 5  | ベトナム産業貿易商業銀行 | 銀行       | 5.1     |
| 6  | ビンホームズ       | 不動産管理・開発 | 4.9     |
| 7  | ベトナム投資開発銀行   | 銀行       | 4.7     |
| 8  | ホアファットグループ   | 素材       | 4.5     |
| 9  | ジェマデプト       | 運輸       | 4.2     |
| 10 | ベトキャップ証券     | 金融サービス   | 3.9     |

※投資比率は外国投資信託証券の対純資産総額比。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)またはUOBアセットマネジメント・リミテッドの分類を用いております。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2022年は設定日(2022年9月27日)から年末までの収益率、2023年は8月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 4. 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。   |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。)<br>※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。   |
| 購入代金              | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。   |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。   |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <b>0.3%</b> の信託財産留保額を控除した額とします。   |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して9営業日目から受益者に支払います。  |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。  |
| 購入・換金申込不可日        | 次に掲げる1.～4.のいずれかに該当する場合には、購入・換金の申込の受付を行いません。<br>1. ベトナムの証券取引所における休業日<br>2. ベトナムの銀行における休業日<br>3. シンガポールの銀行における休業日<br>4. 換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるると委託会社が判断して定める日<br>※購入・換金申込不可日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。   |
| 購入の申込期間           | 2023年11月18日から2024年5月17日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。   |
| 換金制限              | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みに制限を設ける場合があります。また、当ファンドの投資対象外国投資信託証券における解約制限の影響により、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えなくなる場合があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等を含みます。)があると委託会社が判断したとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の一部または全部を取消す場合があります。<br>また、当ファンドの投資対象外国投資信託証券に付されている解約制限または当該外国投資信託証券にかかる制度上の制約等を受け、換金申込の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた換金申込の一部または全部を取消す場合があります。 |

|         |   |
|---------|---|
| 信託期間    | 無期限(2022年9月27日設定)<br>※2023年11月18日付で、信託期間を無期限に変更しております。  |
| 繰上償還    | 組入投資信託証券(投資対象ファンド)が存続しないこととなったとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。  |
| 決算日     | 毎年8月18日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配    | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。  |
| 信託金の限度額 | 250億円   |
| 公 告     | 原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。<br><a href="https://www.myam.co.jp/">https://www.myam.co.jp/</a>   |
| 運用報告書   | 決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。  |
| 課税関係    | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。当ファンドは、2024年1月よりNISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象となる予定です。<br>詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 |

## ■ ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。<br>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。  |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、年1.188%(税抜1.08%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.385%(税抜0.35%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.77%(税抜0.7%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.033%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券*1</td> <td>0.8%程度*2</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担*1</td> <td><b>1.988%(税抜1.88%)程度</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>投資対象とする投資信託証券</td> <td>投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。<br/>*2 上記のほか、外国投資信託において、有価証券の売買委託手数料、租税、登録・名義書換事務代行会社報酬(年額上限25,000シンガポールドル)、管理会社報酬(年額下限5,000シンガポールドル。ただし、年率0.05%を超えない金額)、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等がかかるため、上記の信託報酬率を実質的に上回ります。<br/>(前記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)</p> |   | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 0.385%(税抜0.35%) | 販売会社 | 0.77%(税抜0.7%) | 受託会社 | 0.033%(税抜0.03%) | 投資対象とする投資信託証券*1 | 0.8%程度*2 | 実質的な負担*1 | <b>1.988%(税抜1.88%)程度</b> | 支払い先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 投資対象とする投資信託証券 | 投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等 | 実質的な負担 | — |
|------------------|--|---|----|--------|------|-----------------|------|---------------|------|-----------------|-----------------|----------|----------|--------------------------|------|-------|------|---|------|---|------|----------------------------|---------------|--|--------|---|
|                  | 配分   | 料率(年率)  |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 委託会社   | 0.385%(税抜0.35%)   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 販売会社   | 0.77%(税抜0.7%)   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 受託会社   | 0.033%(税抜0.03%)   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 投資対象とする投資信託証券*1  | 0.8%程度*2  |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 実質的な負担*1   | <b>1.988%(税抜1.88%)程度</b>  |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 支払い先   | 役務の内容   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 委託会社   | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
|                  | 販売会社   | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価                               |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
| 受託会社             | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価   |   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
| 投資対象とする投資信託証券    | 投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等   |   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |
| 実質的な負担           | —  |   |    |        |      |                 |      |               |      |                 |                 |          |          |                          |      |       |      |   |      |   |      |                            |               |  |        |   |



|                   |   |
|-------------------|---|
| <b>その他の費用・手数料</b> | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> |
|-------------------|---|

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期              | 項 目          | 税 金  |
|------------------|--------------|--|
| 分配時              | 所得税及び<br>地方税 | 配当所得として課税します。<br>普通分配金に対して…………… 20.315%            |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び<br>地方税 | 譲渡所得として課税します。<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315% |

※上記は2023年8月末現在のものです。

※現行の少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合  
 毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、2024年1月からは新しいNISA制度がスタートし、現行NISAでの新規の買付けは出来なくなります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※新しいNISA(少額投資非課税制度)について  
 2024年1月よりNISA制度が新しくなり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、無期限で非課税の適用を受けることができます。詳しくは販売会社へお問合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。





明治安田アセットマネジメント